

前橋市教育委員会告示第 4 号

前橋市教育委員会 3 月定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 3 月 9 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

1 日 時 令和 5 年 3 月 1 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 市議会庁舎 3 階 3 0 1 会議室

3 付議事件

- (1) 議案第 1 0 号 令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第 1 1 号 令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (3) 議案第 1 2 号 前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について
- (4) 議案第 1 3 号 前橋市教育委員会公印規則の改正について
- (5) 議案第 1 4 号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
- (6) 議案第 1 5 号 前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手続に関する規則の改正について
- (7) 議案第 1 6 号 第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画について
- (8) 議案第 1 7 号 前橋市指定文化財の追加指定について
- (9) 議案第 1 8 号 市費負担教職員（管理職）人事の内申について

令和 5 年 3 月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
1 0	令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について	総 務 課
1 1	令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について	学 校 教 育 課
1 2	前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について	総 務 課
1 3	前橋市教育委員会公印規則の改正について	総 務 課
1 4	前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について	総合教育プラザ
1 5	前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手続に関する規則の改正について	学 校 教 育 課
1 6	第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画について	教 育 施 設 課
1 7	前橋市指定文化財の追加指定について	文化財保護課
○ 1 8	市費負担教職員（管理職）人事の内申について	学 校 教 育 課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について (総 務 課)
- (2) 令和 4 年度第 2 回前橋市教育情報システム利活用推進委員会の開催結果について (総 務 課)
- (3) 前橋市情報セキュリティポリシーの改定について (総 務 課)
- (4) 令和 4 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)
- (5) 令和 5 年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について (前橋高等学校)
- (6) 令和 4 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について (生 涯 学 習 課)
- (7) 自動貸出機等の利用開始について (図 書 館)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3 月定例会
令和 5 年 3 月 1 6 日（木）
午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 0 号 令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第 1 1 号 令和 5 年第 1 回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (3) 議案第 1 2 号 前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について
- (4) 議案第 1 3 号 前橋市教育委員会公印規則の改正について
- (5) 議案第 1 4 号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
- (6) 議案第 1 5 号 前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の改正について
- (7) 議案第 1 6 号 第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画について
- (8) 議案第 1 7 号 前橋市指定文化財の追加指定について
- (9) 議案第 1 8 号 市費負担教職員（管理職）人事の内申について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について (総 務 課)
- (2) 令和 4 年度第 2 回前橋市教育情報システム利活用推進委員会の開催結果について (総 務 課)
- (3) 前橋市情報セキュリティポリシーの改定について (総 務 課)
- (4) 令和 4 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)
- (5) 令和 5 年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について (前橋高等学校)
- (6) 令和 4 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について (生涯学習課)
- (7) 自動貸出機等の利用開始について (図 書 館)

教育委員会議案第 12 号

前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について

前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 3 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和5年3月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

(前橋市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 前橋市教育委員会行政組織規則（平成11年前橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務課の項中「、情報教育推進室」を削り、同表学校教育課の項を次のように改める。

学務管理課	就学支援係、教育企画係、教職員係
学校教育課	学校財務係、指導係、教育研修係、情報教育推進係

第2条第1項の表生涯学習課の項中「社会教育係」の次に「、青少年教育係」を加え、同表青少年課の項を次のように改める。

教育支援課	教育調整係、いじめ対策室、特別支援教育室、幼児教育センター
-------	-------------------------------

第8条を次のように改める。

(前橋市総合教育プラザ)

第8条 前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例（平成9年前橋市条例第11号）第1条の規定により設置された前橋市総合教育プラザの分掌に関する事務は、別表第2のとおりとする。

第10条中「学校教育課」を「教育支援課」に改める。

第11条第1項各号を次のように改める。

- (1) 企画管理係
- (2) 資料係
- (3) サービス係
- (4) 新本館整備室
- (5) こども図書館

第13条及び第14条中「青少年課」を「教育支援課」に改める。

別表第1 学校教育課の項を次のように改める。

学務管理課	1 教育施策の企画及び調整に関する事項 2 教職員の人事に関する事項 3 学校教育関係団体に関する事項
学校教育課	1 学校経営に関する事項 2 教育指導に関する事項 3 教育に関する研修及び調査研究に関する事項

別表第1 生涯学習課の項第5号中「（青少年団体を除く。）」を削り、同項に次の3号を加える。

- 6 青少年の健全育成に関する事項
- 7 青少年団体及び青少年育成指導団体に関する事項
- 8 青少年健全育成施設等に関する事項

別表第1 青少年課の項を次のように改める。

教育支援課	1 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供等に関する事項 2 教育相談に関する事項 3 いじめ対策及び学校生活における悩みの相談に関する事項 4 特別支援教育に関する事項 5 幼児教育に関する事項 6 幼稚園の経営並びに幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小学校及び義務教育学校の連携に関する事項 7 総合教育プラザの管理運営に関する事項 8 児童文化センターに関する事項 9 青少年支援センターに関する事項
-------	---

別表第2 前橋市総合教育プラザの項を次のように改める。

総合教育プラザ	1 教育に関する研修及び調査研究に関する事項 2 学校等に対する教材の提供に関する事項 3 教育相談に関する事項 4 いじめ対策に関する事項 5 特別支援教育に関する事項 6 幼児教育に関する事項
---------	---

別表第 2 前橋市立図書館の項に次の 1 号を加える。

6 新本館の整備に関する事項

(前橋市教育支援委員会規則の一部改正)

第 2 条 前橋市教育支援委員会規則（昭和 58 年前橋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総合教育プラザ」を「教育支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について（議案第12号）

総務課

1 改正の理由

教育委員会の組織機構を見直し、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市教育委員会行政組織規則関係

ア 学校経営に関する指導部門と教育関係職員の研修及び学校教育の情報化推進に関わる事務を学校教育課に集約し、教職員の人事管理などの学校の管理部門や教育的課題の解決を目指す取組をより発展させていくため、学務管理課を新設する。

イ 多岐にわたる教育的課題を専門的な組織によって解決することを目指し、一体的な教育的支援を実現するため、総合教育プラザ及び青少年課を再編し、教育支援課を新設する。教育支援課には、こども未来部等と部局横断的な教育行政の調整・連携を図る係として教育調整係を新設すると共に、いじめ対策室、青少年支援センター及び児童文化センターを移管する。また、青少年健全育成関係の事務を、生涯学習課に新設する青少年教育係に移管する。

ウ 図書館新本館の建設に向けた準備を進めるため、図書館に新本館整備室を新設する。これに伴い、地域サービス係の名称を企画管理係へ改める。

(2) 前橋市教育支援委員会規則関係

委員会の庶務の所管を教育支援課へ改める。

3 施行期日等

令和5年4月1日

前橋市教育委員会行政組織規則新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行																										
(事務局の組織及び分掌事務) 第2条 事務局に次の課及び係を置く。	(事務局の組織及び分掌事務) 第2条 事務局に次の課及び係を置く。																										
<table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>総務課</td><td>総務係、学校保健係、学校給食係</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>学務管理課</td><td>就学支援係、教育企画係、教職員係</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>学校財務係、指導係、教育研修係、情報教育推進係</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>管理係、社会教育係、青少年教育係</td></tr> <tr> <td>教育支援課</td><td>教育調整係、いじめ対策室、特別支援教育室、幼児教育センター</td></tr> </table>	課	係	総務課	総務係、学校保健係、学校給食係	省略		学務管理課	就学支援係、教育企画係、教職員係	学校教育課	学校財務係、指導係、教育研修係、情報教育推進係	生涯学習課	管理係、社会教育係、青少年教育係	教育支援課	教育調整係、いじめ対策室、特別支援教育室、幼児教育センター	<table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>総務課</td><td>総務係、学校保健係、学校給食係、情報教育推進室</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>管理係、教育企画係、教職員係、指導係</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>管理係、社会教育係</td></tr> <tr> <td>青少年課</td><td>育成係、いじめ対策室</td></tr> </table>	課	係	総務課	総務係、学校保健係、学校給食係、情報教育推進室	省略		学校教育課	管理係、教育企画係、教職員係、指導係	生涯学習課	管理係、社会教育係	青少年課	育成係、いじめ対策室
課	係																										
総務課	総務係、学校保健係、学校給食係																										
省略																											
学務管理課	就学支援係、教育企画係、教職員係																										
学校教育課	学校財務係、指導係、教育研修係、情報教育推進係																										
生涯学習課	管理係、社会教育係、青少年教育係																										
教育支援課	教育調整係、いじめ対策室、特別支援教育室、幼児教育センター																										
課	係																										
総務課	総務係、学校保健係、学校給食係、情報教育推進室																										
省略																											
学校教育課	管理係、教育企画係、教職員係、指導係																										
生涯学習課	管理係、社会教育係																										
青少年課	育成係、いじめ対策室																										
2 省略 (前橋市総合教育プラザ) 第8条 前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例(平成9年前橋市条例第11号)第1条の規定により設置された前橋市総合教育プラザの分掌する事務は、別表第2のとおりとする。	2 省略 (前橋市総合教育プラザ) 第8条 前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例(平成9年前橋市条例第11号)第1条の規定により設置された前橋市総合教育プラザ(次項において「教育プラザ」という。)に、次の係を置く。 (1) 管理係 (2) 教育研修センター (3) 特別支援教育室 (4) 幼児教育センター 2 教育プラザの分掌する事務は、別表第2のとおりとする。																										
(前橋市立幼稚園) 第10条 前橋市立学校設置条例第1条の規定により設置された前橋市立幼稚園は、教育支援課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。 (前橋市立図書館) 第11条 前橋市立図書館設置条例(昭和25年前橋市条例第286号)第1条の規定により設置された図書館に、次の係を置く。 (1) 企画管理係 (2) 資料係 (3) サービス係 (4) 新本館整備室 (5) こども図書館 2 省略 (前橋市児童文化センター) 第13条 前橋市児童文化センター条例(昭和44年前橋市条例第43号)第1条の規定により設置された前橋市児童文化センターは、教育支援課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。 (前橋市青少年支援センター) 第14条 前橋市青少年支援センター設置条例(昭和41年前橋市条例第13号)第1条の規定により設置された前橋市青少年支援センターは、教育	(前橋市立幼稚園) 第10条 前橋市立学校設置条例第1条の規定により設置された前橋市立幼稚園は、学校教育課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。 (前橋市立図書館) 第11条 前橋市立図書館設置条例(昭和25年前橋市条例第286号)第1条の規定により設置された図書館に、次の係を置く。 (1) 資料係 (2) サービス係 (3) 地域サービス係 (4) こども図書館 2 省略 (前橋市児童文化センター) 第13条 前橋市児童文化センター条例(昭和44年前橋市条例第43号)第1条の規定により設置された前橋市児童文化センターは、青少年課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。 (前橋市青少年支援センター) 第14条 前橋市青少年支援センター設置条例(昭和41年前橋市条例第13号)第1条の規定により設置された前橋市青少年支援センターは、青少																										

支援課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第2条関係)

課名	分掌事務
省略	
学務管理課	1 教育施策の企画及び調整に関する事項 2 教職員の人事に関する事項 3 学校教育関係団体に関する事項
学校教育課	1 学校経営に関する事項 2 教育指導に関する事項 3 教育に関する研修及び調査研究に関する事項
生涯学習課	1～4 省略 5 社会教育関係団体等に関する事項 6 青少年の健全育成に関する事項 7 青少年団体及び青少年育成指導団体に関する事項 8 青少年健全育成施設等に関する事項
教育支援課	1 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供等に関する事項 2 教育相談に関する事項 3 いじめ対策及び学校生活における悩みの相談に関する事項 4 特別支援教育に関する事項 5 幼児教育に関する事項 6 幼稚園の経営並びに幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小学校及び義務教育学校の連携に関する事項 7 総合教育プラザの管理運営に関する事項 8 児童文化センターに関する事項 9 青少年支援センターに関する事項

別表第2(第4条—第14条関係)

教育機関名	分掌事務
省略	
前橋市総合教育プラザ	1 教育に関する研修及び調査研究に関する事項 2 学校等に対する教材の提供に関する事項 3 教育相談に関する事項 4 いじめ対策に関する事項 5 特別支援教育に関する事項 6 幼児教育に関する事項
省略	
前橋市立図書館	1～5 省略 6 新本館の整備に関する事項
省略	

年課に属する機関とし、その分掌する事務は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第2条関係)

課名	分掌事務
省略	
学校教育課	1 学校経営に関する事項 2 教育施策の企画及び調整に関する事項 3 教職員の人事に関する事項 4 教育指導に関する事項 5 学校教育関係団体に関する事項
生涯学習課	1～4 省略 5 社会教育関係団体(青少年団体を除く。)等に関する事項
青少年課	1 青少年の健全育成に関する事項 2 青少年団体及び青少年育成指導団体に関する事項 3 青少年健全育成施設等に関する事項 4 いじめ対策及び学校生活における悩みの相談に関する事項 5 児童文化センターに関する事項 6 青少年支援センターに関する事項

別表第2(第4条—第14条関係)

教育機関名	分掌事務
省略	
前橋市総合教育プラザ	1 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供等に関する事項 2 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材及び教材の提供に関する事項 3 視聴覚教育に関する事項 4 教育に関する研修及び調査研究に関する事項 5 特別支援教育に関する事項 6 教育相談に関する事項 7 幼児教育に関する事項 8 幼稚園の経営並びに幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小学校及び義務教育学校の連携に関する事項
省略	
前橋市立図書館	1～5 省略
省略	

前橋市教育支援委員会規則新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、前橋市教育委員会事務局<u>教育支援課</u>において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、前橋市教育委員会事務局<u>総合教育プラザ</u>において処理する。

教育委員会議案第 13 号

前橋市教育委員会公印規則の改正について

前橋市教育委員会公印規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 3 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 5 年 3 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

前橋市教育委員会公印規則（昭和 4 4 年前橋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（公印の使用）

第 8 条 公印を押印しようとする者は、文書管理システム（起案、決裁並びに行政情報の整理、保管及び保存に係る事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。）により保管責任者の承認を得なければならない。ただし、文書管理システムにより難しい場合は、この限りでない。

2 保管責任者は、前項に規定する承認をするときは、公印を押印しようとする文書と決裁内容を照合しなければならない。

3 保管責任者は、前項の規定による照合の結果、公印の押印を適当と認めたときは、文書管理システムにより承認し、又は決裁文書の照合欄に認印しなければならない。

4 保管責任者に事故があるときは、保管責任者があらかじめ指定した職員が前項に規定する事務を行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市教育委員会公印規則の改正について（議案第 1 3 号）

総務課

1 改正の理由

文書管理システムの導入に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

文書管理システムの導入に伴い、公印を押印しようとするときは、文書管理システムにより、保管責任者の承認を得ることを原則とする。

3 施行期日等

令和 5 年 4 月 1 日

前橋市教育委員会公印規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(公印の使用) <u>第8条 公印を押印しようとする者は、文書管理システム(起案、決裁並びに行政情報の整理、保管及び保存に係る事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。)により保管責任者の承認を得なければならない。ただし、文書管理システムにより難しい場合は、この限りでない。</u> <u>2 保管責任者は、前項に規定する承認をするときは、公印を押印しようとする文書と決裁内容を照合しなければならない。</u> <u>3 保管責任者は、前項の規定による照合の結果、公印の押印を適当と認めたときは、文書管理システムにより承認し、又は決裁文書の照合欄に認印しなければならない。</u> <u>4 保管責任者に事故があるときは、保管責任者があらかじめ指定した職員が前項に規定する事務を行うものとする。</u>	(公印の使用) <u>第8条 公印を使用するときは、押印する文書に必ず決裁済の原議その他証拠書類(以下「決裁原議等」という。)を添えて保管責任者に申し出なければならない。</u> <u>2 保管責任者は、前項の規定による申出があったときは、決裁原議等と対照審査し、相違ないことを確認のうえ、公印を使用させ、決裁原議等に認印しなければならない。ただし、決裁原議等のない場合においてやむを得ず総務課長の保管に係る公印を使用するときは、公印特別使用簿(様式第4号)に必要事項を記入しなければならない。</u> <u>3 保管責任者に事故があるときは、保管責任者があらかじめ指定した職員が前項に規定する事務を行うものとする。</u>

教育委員会議案第 1 4 号

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 3 月 1 6 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 5 年 3 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則

前橋市総合教育プラザ管理規則（平成 22 年前橋市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「第 3 条第 4 号」を「第 3 条第 1 号」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について（議案第14号）

総合教育プラザ

1 改正の理由

前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

調査研究事項及び相談員等を定める規定において、前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の引用条項を改める。

3 施行期日等

令和5年4月1日

前橋市総合教育プラザ管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(調査研究事項) 第7条 条例第3条第1号の規定によりプラザが調査研究を行う事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (相談員等) 第10条 条例第3条第4号の規定により、教育相談に関する業務(以下「相談業務」という。)を行うため、プラザに相談員を置く。 2～6 省略	(調査研究事項) 第7条 条例第3条第4号の規定によりプラザが調査研究を行う事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (相談員等) 第10条 条例第3条第5号の規定により、教育相談に関する業務(以下「相談業務」という。)を行うため、プラザに相談員を置く。 2～6 省略

教育委員会議案第 15 号

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の改正について

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 3 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 5 年 3 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則（平成 1 4 年前橋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「個人情報保護条例（平成 9 年前橋市条例第 4 6 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の改正について（議案第 15 号）

学校教育課

1 改正の理由

前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、前橋市個人情報保護条例が廃止されるため、所要の改正を行う。

2 主な内容

第 11 条第 2 項中「個人情報保護条例（平成 9 年前橋市条例第 46 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

3 施行期日等

令和 5 年 4 月 1 日

前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(文書の閲覧) 第11条 第7条の規定による出席停止命令を受けた保護者は、委員会に対し、児童等に代わって、第4条第2項の報告書の閲覧を請求することができる。 2 委員会は、前項の請求があったときは、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定に基づき、保護者に対し当該報告書を閲覧させるものとする。	(文書の閲覧) 第11条 第7条の規定による出席停止命令を受けた保護者は、委員会に対し、児童等に代わって、第4条第2項の報告書の閲覧を請求することができる。 2 委員会は、前項の請求があったときは、<u>個人情報保護条例(平成9年前橋市条例第46号)</u>の規定に基づき、保護者に対し当該報告書を閲覧させるものとする。

教育委員会議案第 16 号

第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画について

第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画を次のとおり決定しようとする。

令和 5 年 3 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

第2期前橋市教育施設長寿命化計画について

教育施設課

1 計画の目的

高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に更新時期を迎えることについて全国的な課題となる中、本市では行財政改革の一環として、平成25年3月に「前橋市教育施設長寿命化計画」を策定した。策定後、計画期間の10年間が経過し、これまでの取組の進捗や社会情勢の変化に対応するため、新たに計画を策定するもの。

2 前回計画からの変更点

(1) 学校施設の目標使用年数の見直し

鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の学校施設の場合

前回：80年 → 今回：80年以上

(2) 改築・改修コストの再試算

従来の建て替えと比較した場合

40年間で約312億円、年平均で約7.8億円を削減

(3) 学校施設整備計画の見直し

①改修の優先順位の考え方

②計画期間における主要な施設整備における目標値を記載

③空調、トイレ、バリアフリー化に関する整備方針を記載

3 計画期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

概ね5年程度で時勢に応じた見直しを行う。

4 パブリックコメントの実施期間

令和4年12月14日（水）から令和5年1月13日（金）まで

5 意見の概要

意見提出なし

教育委員会議案第 17 号

前橋市指定文化財の追加指定について

前橋市文化財保護条例（昭和 38 年前橋市条例第 19 号）第 3 条の規定に基づき、
前橋市指定文化財に追加指定しようとする。

令和 5 年 3 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 追加指定しようとする物件
前橋市指定史跡 不二山古墳
- 2 指定年月日
議決の日

名 称

不二山古墳

指定年月日

平成9年4月21日

所 在 地

前橋市文京町三丁目151番地6（既指定地）

前橋市文京町三丁目198番1（追加指定候補地）

地目 山林

面積 780㎡

所有者及び管理者

所有者 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市

管理者 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市

概 要

不二山古墳は、文京町三丁目に所在する前方後円墳で、朝倉広瀬古墳群を構成する古墳の一つである。墳丘長54.5m、後円部径31.5m、前方部幅35m、後円部高7m、前方部高6mを測る。墳丘形状は天川二子山古墳と相似形をなすと指摘されている。また、埋葬主体部は後円部南側に構築され、角閃石安山岩の削石を壁面の構築材とした横穴式石室で、石室全長8.8m、玄室長4.7m、奥幅3.05m、玄室高2.6mを測る。昭和29年の群馬大学史学研究室の調査では、直刀・槍、吊金具、雲珠残片、耳環、金銅製冠、切子玉、管玉等が出土している。

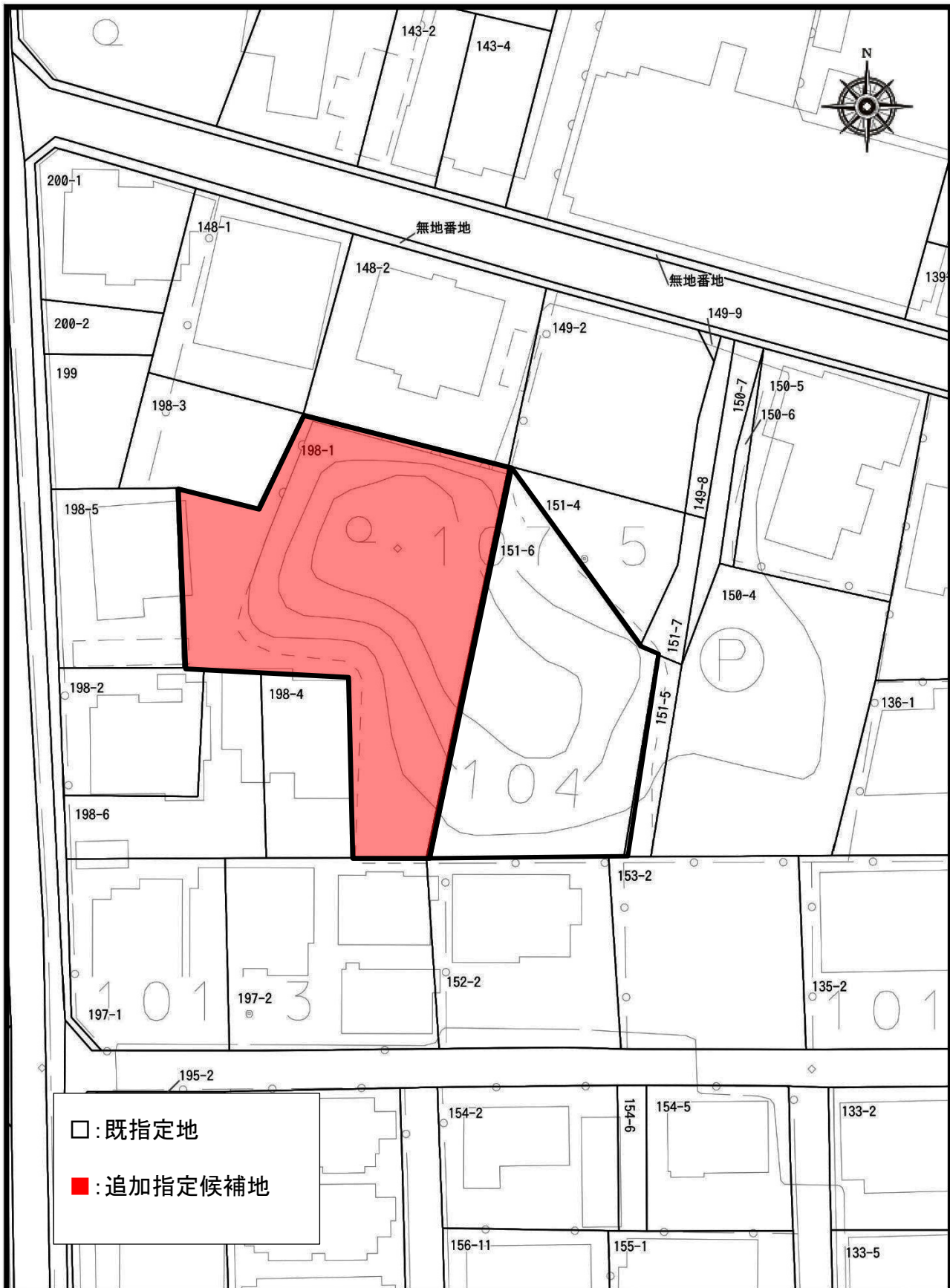
「朝倉、広瀬古墳群の中で代表的な古墳であり、出土遺物も優秀である、したがって前橋市指定史跡として長く保存するに値すると考えられる」として後円部部分が平成9年4月21日に本市の史跡として指定がなされている。

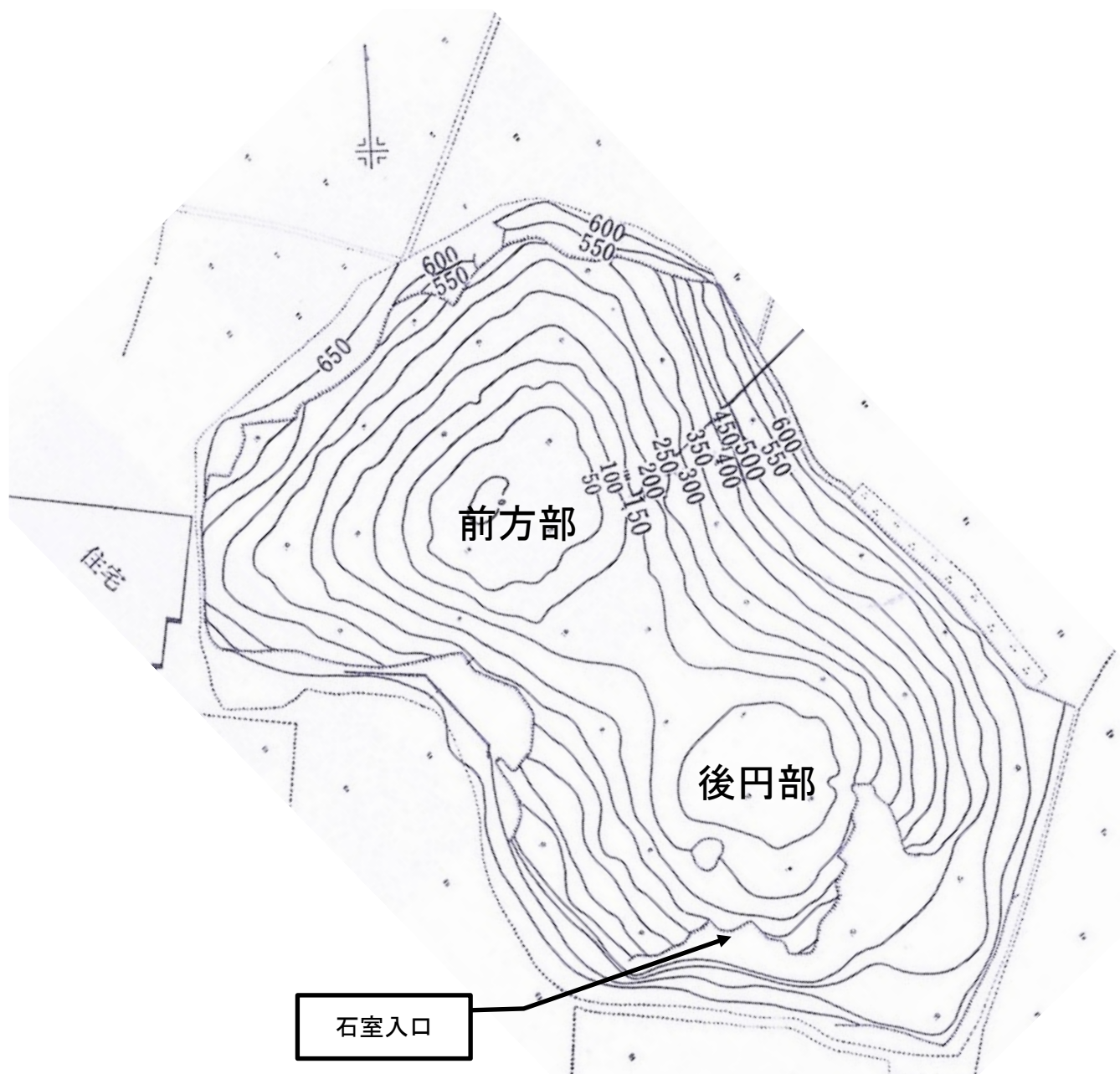
その後、令和元年11月に地権者より前方部部分の用地の寄附を受け、除草や間伐等の環境整備を進めてきた。史跡としての環境が概ね整ったことから、今回追加指定を行うものである。重要な史跡の保存に万全を期すためにも、史跡として追加指定を行い、保護を図る必要性が極めて高い物件であると考ええる。

【指定理由】

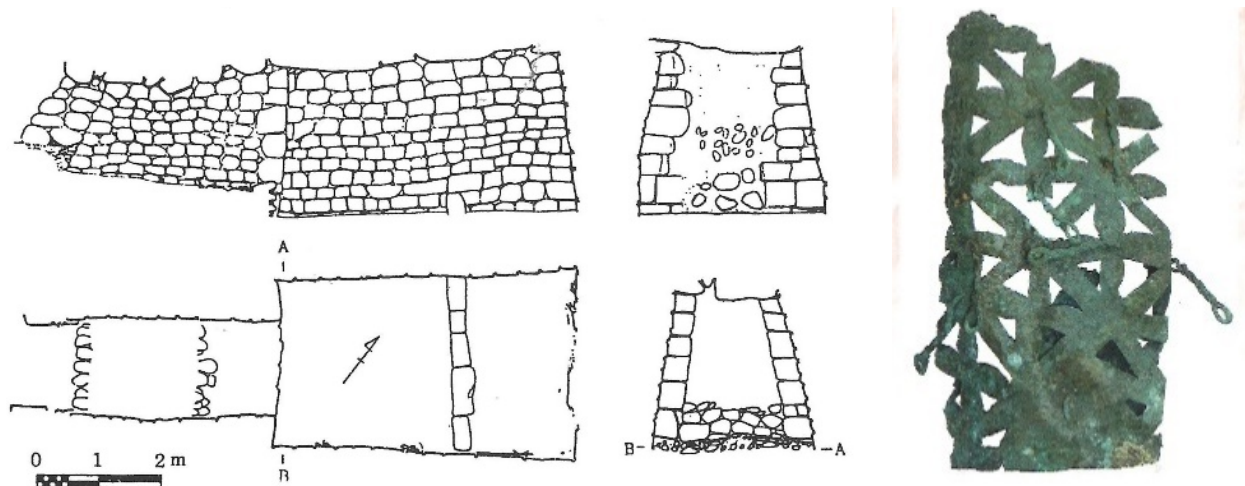
朝倉、広瀬古墳群の中で代表的な前方後円墳であり、出土遺物も優秀な史跡である。

地 番 図





墳丘測量図（前橋市史第1巻より）



不二山古墳石室・出土品



不二山古墳全景（西より）



追加指定候補地（前方部墳頂部 西より）

教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	土				
2	日				
3	月	阿久沢家住宅 桜のライトアップ(～4月16日まで)		阿久沢家住宅	文化財保護課
4	火				
5	水				
6	木				
7	金	市立幼稚園始業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立小・中・特別支援学校入学式・始業式		各学校	学校教育課
8	土				
9	日				
10	月	市立幼稚園入園式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立前橋高等学校入学式・始業式		前橋高等学校	前橋高等学校
11	火				
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日	えいごDEストーリータイム (英語絵本の読み聞かせ:子供英会話プチエコル)	11:00～11:30	こども図書館	図書館
17	月	教育委員会4月定例会	14:00～15:00	前橋市役所11階北会議室	総務課
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土	前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～16:00	桂萱公民館ホール	文化財保護課
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土	昭和の日			
		絵本作家と和紙でこいのぼりをつくろう！ 越前和紙でこいのぼり作り 講師:絵本作家 野村たかあき氏	10:00～12:00	にぎわいホール	図書館
30	日				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	月				
2	火				
3	水	憲法記念日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会(わたげの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
4	木	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会(萌えぎの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
5	金	こどもの日			
		こどもの日フェスティバル 紙芝居と歌(ヨロコンデぶっち)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
		体験！こども図書館員	①10:00～12:00 ②14:00～16:00		
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月	教育委員会5月定例会	14:00～15:00	前橋市役所11階北会議室	総務課
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木				
26	金	市P連定期総会		書面開催	学校教育課
27	土				
28	日				
29	月				
30	火				
31	水				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

令和4年度第2回前橋市教育情報システム利活用推進委員会の
開催結果について

総務課

日 時	令和5年2月9日（木） 午前10時00分から11時50分まで
場 所	前橋市役所 11階 南会議室
出 席 者	○推進委員会委員 11人 吉川教育長、藤井教育次長、都所指導担当次長、片貝総務課長、相原学校教育課長、内山青少年課長、岡田情報政策課長、岩崎博文小学校長会長、木部悟中学校長会長、今泉洋一教頭会長、浅尾高行群馬大学副学長兼数理データ科学教育研究センター長（外部専門家） ○オブザーバー参加 4人 金井総合教育プラザ館長、吉野教育研修センター所長、平澤指導係長、大塚教育情報ネットワーク担当係長 ○事務局 3人 情報教育推進室 竹内副主幹、上ノ内副主幹兼指導主事、清水主任
議 題	1 情報セキュリティポリシーの改定について 2 前橋市教育情報システム利活用推進委員会の組織改編について
結 果 概 要	吉川教育長挨拶の後、事務局からGIGAスクール構想の進捗状況について報告し、続いて、各部会（ICT基盤整備、校務支援、授業支援）の取組状況について報告した。 次に、検討事項として2つの議題を1件ずつ検討し了承を得た。 1 情報セキュリティポリシーの改定について ①文部科学省による『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の改定に伴うもの、②情報教育基盤入れ替えによるもの、③機構改革による改訂を4月1日付で行う。 2 前橋市教育情報システム利活用推進委員会の組織改編について 名称から「システム」を削除し、教育情報全体を検討できる名称とし、部会の協議を委員会で吸い上げるような体制を目指す。機構改革に伴う所属名変更の他、部会の主管課の変更を4月1日以降に行う。 最後に、各委員から検討内容や現在の活用状況を踏まえた意見交換を行った。
主な意見等	○外部専門家より 教育というのは、子供たちのバックグラウンドが様々であるからこそ、学校の先生の価値があると思う。その強みをうまく生かせるような、例えば、教材を皆さんで共有して、自分たちで本当に前橋市が必要な教育をできるようなシステムを作っていくのが大事なのではないかと思う。群大では教材を作ることができるシステムがあるので使っていただければと思う。 ○小学校長会長より 紹介いただいた群大が使っているシステムを使うなどして、教員が作った応用問題を市全体で共有できるような仕組みがあれば良いと思う。 GIGAスクール運営支援センターの訪問支援には非常に助けられている。 ○中学校長会長より 理科研究発表会では、小中ともにタブレットを使って子供たちが発表しており、動画は利用が多く、よく分かる使われ方をしていたように思う。

	○教頭会長より 出欠席を家庭でフォームで入れてもらうシステムを導入してから、朝の電話での欠席連絡が激減し、働き方改革の面でありがたいと思っている。 ○青少年課長より 学校の中で子どもたちと繋がるのは、従来は家庭訪問や電話が入り口だったが I C T という扉が増えていくと考えている。人と繋がる協働的な学びについては学校教育課や教育研修センターと連携して I C T を不登校の子供達に提供できるように青少年課として取り組んでいきたいと考えている。
--	--

前橋市情報セキュリティポリシーの改定について

総務課

1 改定年月日:令和5年4月1日

2 主な改定要因

(1) 文部科学省による『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の改定による改定

(ア) 教職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理

- ・パターンファイルから検出する手法、ふるまい検知による手法を追記。
- ・不適切なウェブページの閲覧の防止策を講じる旨を追加。

(イ) 1人1台端末におけるセキュリティ

- ・GIGA スクール構想における1人1台端末の整備に伴い、学校内外で利用する学習者用端末に対してのセキュリティ対策を追加。

(ウ) 組織体制

CSIRT (Computer Security Incident Response Team) * について、その説明を追加。

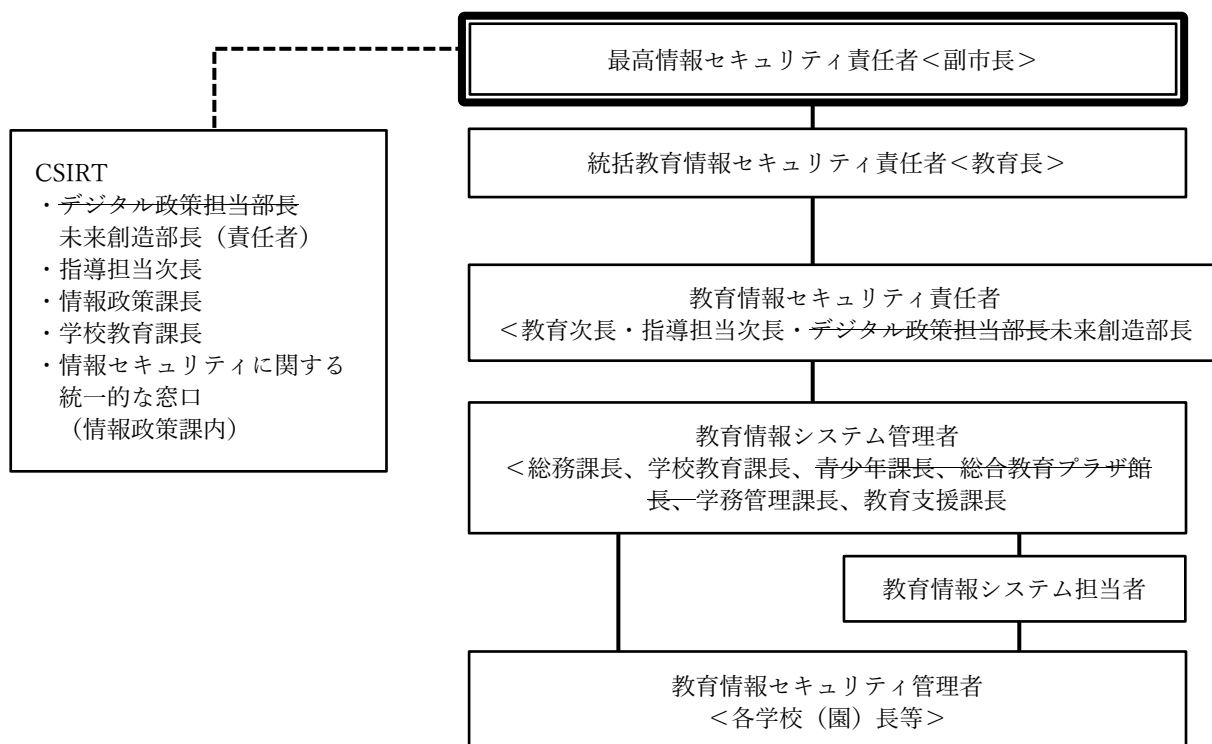
* 前橋市情報セキュリティポリシーの及ぶ範囲に関わる情報セキュリティインシデントについて、その発生の予防に努めるとともに、発生時には迅速かつ適切に対応するための体制

(2) 情報教育基盤入れ替えによる改定

指導者系、校務外部系等の用語を定義。

(3) 機構改革による改定

学校教育課の再編、教育支援課の新設等による機構改革による改定。



令和 4 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課

日 時	令和 5 年 2 月 2 日（木） 午前 1 0 時から午前 1 1 時 1 5 分まで
場 所	文化財保護課 2 階会議室
出 席 者	（委員：5 名） 村田敬一委員長、岡田昭二委員、須永智委員、能登健委員、 右島和夫委員 （事務局：7 名） 上野文化財保護課長、信澤副参事、神宮副参事 他 4 名
議 題	（1）諮問 ・前橋市指定史跡の追加指定について 不二山古墳（市指定史跡） （2）審議 ・前橋市指定史跡の追加指定について 不二山古墳（市指定史跡） （3）議事 ①報告 今年度の文化財調査の結果 ②その他 ・令和 4 年度総社古墳群範囲内容確認調査事業 ・令和 4 年度上野国府等範囲内容確認調査事業 ・史跡用地取得事業 ・群馬県指定重要文化財三夜沢赤城神社本殿修理工事 ・重要文化財阿久沢家住宅耐震対策整備事業 ・文化財普及啓発事業について
結 果 概 要	（1）諮問 ・「不二山古墳」の追加指定について諮問を行う。 （2）審議 ・市指定史跡候補「不二山古墳」の追加指定について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの答申が出された。 （3）議事 ・令和 4 年度の文化財調査の結果が報告された ・令和 4 年度実施事業の概要について説明し、委員より了解を得た。
主な意見等	（2）審議 ・諮問物件を追加指定することについては問題ない。 ・史跡周辺が宅地化されており、進入路の確保が困難な印象がある。今後進入路についての検討を行ってほしい。 （3）議事 ・市天然記念物ザゼンソウの繁殖地が指定地の周辺まで拡大していることがこれまでの調査で分かってきた。今後周辺の調査を進め、繁殖地がどこまで広がっているのか調査を行いたい。

令和4年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課

日 時	令和5年2月18日（土） 午後3時から午後4時20分まで
場 所	芳賀公民館 ホール・講義室
出 席 者	○審議会委員 7人 森谷健委員長、持田みね子副委員長、須藤英雄委員、高橋博委員、廣川桂一郎委員、青木裕子委員、田口敦彦委員 ○事務局 6人 都所指導担当次長、関口生涯学習課長、関沼副参事、西澤中央公民館長、野島主任兼指導主事、春原副主任
議 題	1 公民館事業視察 芳賀公民館・共愛学園前橋国際大学共催 共愛地域連携講座「上毛を学ぶ」～芳賀地区の戦国時代を学ぶ～ 2 議事 「地域と学校を結ぶ公民館」について (1) 共愛学園前橋国際大学からの報告 (2) 芳賀公民館から報告 (3) 意見交換・質問
結 果 概 要	1 公民館事業視察 市内在住・在勤の方を対象にした、専門家の視点で基礎から学べる歴史学習、芳賀公民館・共愛学園前橋国際大学共催の共愛地域連携講座「上毛を学ぶ」～芳賀地区の戦国時代を学ぶ～を視察した。講師は、群馬県立歴史博物館：森田真一学芸員。 2 議事 第1回目の審議会で承認された「地域と学校を結ぶ公民館」の諮問をテーマに、事前調査を行った共愛学園前橋国際大学地域共生研究センターと芳賀公民館から資料に基づき報告をいただき、その後、森谷委員長の進行により意見交換を行った。 令和4年度の審議会については今回で終了。令和5年度の審議会は3回を予定。 答申書の作成を、令和5年度に行い、来年度末に市へ提出される予定。
主な意見等	○大学では、地域貢献が求められている現状があり、地域と連携をしたいと思っている大学が多く、地域に提供できるコンテンツもあるが、公民館が求めているものとの違いが生じる等マッチングが難しい。 ○今は人と人との繋がりで事業連携している部分が強いため、担当者の変更になることで事業がうまく運ばない事態になることがあるのは課題である。 ○学校と公民館間相互のニーズをマッチングやコーディネートをするシステムか組織等があれば、スムーズに繋がれるのではないかな。

自動貸出機等の利用開始について

図 書 館

令和 5 年 4 月 1 日から図書館本館、前橋こども図書館及び一部の分館において、窓口スタッフを介さずに、利用者自身で図書資料等の貸し出し手続きを行える自動貸出機の利用を開始いたします。

1 概 要

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日から自動貸出機等の利用開始
※ 試行稼働：令和 5 年 3 月 28 日から 31 日までの午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 利用者自身で図書資料等の貸し出し手続きが完結
- (3) 貸出処理漏れを防止するためのセキュリティゲートを出入口に設置
- (4) 窓口スタッフによる貸し出し手続きも引き続き可能

2 利用方法

- (1) 自動貸出機の所定位置に貸出希望の図書資料等を置く
- (2) 自動貸出機に図書館利用カードをかざして番号を読み取らせる
- (3) 自動貸出機が貸出希望資料数を読み取ったか確認し処理を行う
- (4) 貸出レシートを受領して貸し出し手続きが完了
- (5) 貸出処理漏れがあった場合は出入口でセキュリティゲートが作動

3 自動貸出機の設置先

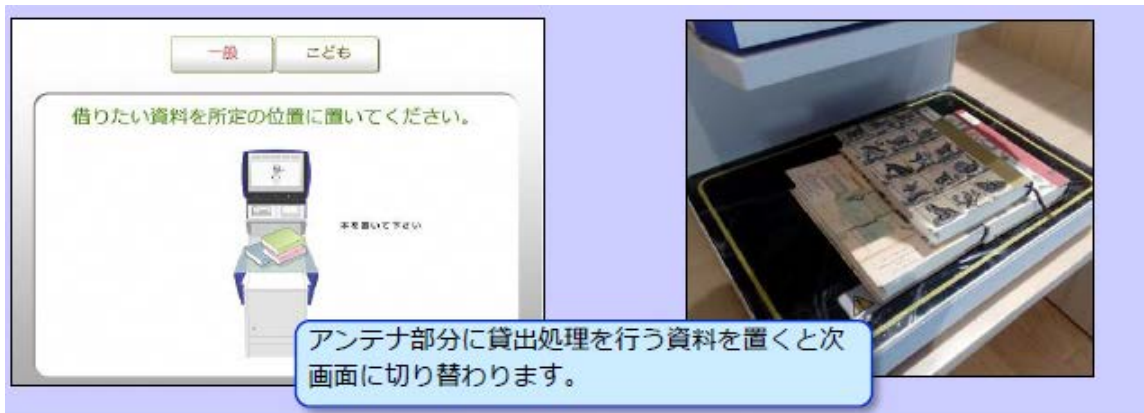
- (1) 図書館本館
- (2) 前橋こども図書館
- (3) 一部の分館
※ 10 分館：上川淵分館、下川淵分館、桂萱分館、東分館、元総社分館、総社分館、南橋分館、永明分館、城南分館、富士見分館

4 その他

返却については従来どおり、窓口または各館返却ポストにおいて受け付けます。

自動貸出機利用方法

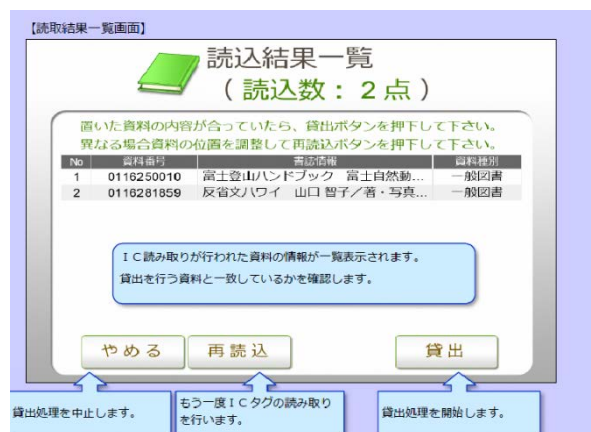
(1) 資料を置く



(2) 利用カードをかざす



(3) 貸出処理を行う



(4) 貸出レシートを受領する

